

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 6 日

各県廃棄物主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課
国土交通省物流・自動車局自動車情報課
環境省環境再生・資源循環局資源循環課資源循環制度推進室

令和 7 年 9 月 3 日からの前線と熱帯低気圧による大雨により被災した
自動車の処理について

今般、令和 7 年 9 月 3 日からの前線と熱帯低気圧による大雨により大きな被害が生じる可能性があり、これに伴い被災した自動車が多数発生するおそれがあることから、過去の事例等を踏まえて、震災等により発生した被災自動車の処理について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

今後、被災自動車が発生した場合、参考にして処理を進めてください。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
資源循環課資源循環制度推進室
担当：松下、木下、朝倉

TEL：03-6205-4946（直通）

経済産業省製造産業局自動車課
担当：高倉、井上

TEL：03-3501-1637（直通）

国土交通省物流・自動車局
自動車情報課

担当：池田、大嶋

TEL：03-5253-8587（直通）

大規模災害により被災した自動車の処理について

大雨等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法は、以下のとおり。

第1ステップ：自治体が集めて保管

○被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要。

○このため、こうした被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管（移動・保管の際には所有者等の意思確認は不要。なお、他者の民有地に流されてきた被災自動車については、当該民有地の所有者の理解が得られれば、支障の無い範囲で一定期間その場での保管をお願いすることも想定される）。

○被災自動車の運搬・保管に当たっては、安全性確保の観点から、以下の点に注意を要する。

- ・ 廃油、廃液が漏出している等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油・廃液の抜き取り等。
- ・ 電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池が搭載されている車両については、運搬に際しても、作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線の遮断。
- ・ 保管に当たっては、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準（別添）を参考とし、また、段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮。

○後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、移動を行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

第2ステップ：所有者等を捜す努力

○自治体が、保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜す努力を行う。所有者等を以下の車種毎の問い合わせ先にリストを送付し問い合わせることにより、車両ナンバーから所有者を照会することが可能。

- | （車種） | （問い合わせ先） |
|---------|------------------|
| ・ 登録自動車 | 国土交通省（運輸支局等） |
| ・ 軽自動車 | 軽自動車検査協会（各地の事務所） |

運輸支局等が被災する等により照会が困難な場合、登録自動車については本省自動車情報課、軽自動車については軽自動車検査協会本部に照会するものとする。（以下同じ。）

- 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合には、ダッシュボード等に車検証が残っていないかを確認し、車検証に記載された車両ナンバー又は車台番号を確認の上、上記の車種毎の問い合わせ先に問い合わせることで、所有者の照会が可能。

第3ステップ：使用済自動車を引取業者に引き渡し

- 自治体が、保管された自動車の所有者等と連絡を取るよう努め、処分を委ねるか自ら引き取るかについて所有者等の意思を確認する。
- 自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者（多くの自動車販売会社や整備業者、解体業者が兼務している）に引き渡すことが原則であるが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した自治体が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能。
- この場合、自動車重量税や自賠責保険料の還付が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の抹消登録手続を行うことを承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらう。
- 所有者等と連絡が取れない場合は、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 被災による損壊が著しく車両ナンバー又は車台番号が判明しないこと等により、当該被災自動車の所有者等が確知されない場合についても、自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 自治体が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引き渡しを行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

※自治体が引取業者への引き渡しを代行する際、資源価値として収入が生ずる可能性も否定できないため、所有者等に対し、上記収入に係る権利放棄の意思確認を実施することをお奨めする。所有者等と連絡が取れない場合及び所有者等が確知できない場合に行う公告においてもその旨を明記することが、後日のトラブルを回避する上で重要である。

第4ステップ：引き渡した自動車に関する情報提供

- 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する情報

（車両ナンバー又は車台番号）を上記の車種毎の問い合わせ先に提供する。

注意点

○大部分の車両は、すでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

その他

○損傷の程度が小さく、外形上から判断して自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所への運搬することは可能。この場合も、車両ナンバー又は車台番号から上記の車種毎の問い合わせ先に所有者を照会し、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。

被災自動車の処理に関するご相談

自動車リサイクル法の指定法人である公益財団法人自動車リサイクル促進センター（JARC）は、被災自動車の円滑な処理のため、自治体向け「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」の作成・提供、各種説明会・研修会等を行っている。D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）のメンバーにも任命されているため、被災自動車の処理についての相談窓口として活用されたい。

<連絡先>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部（担当：小久保）

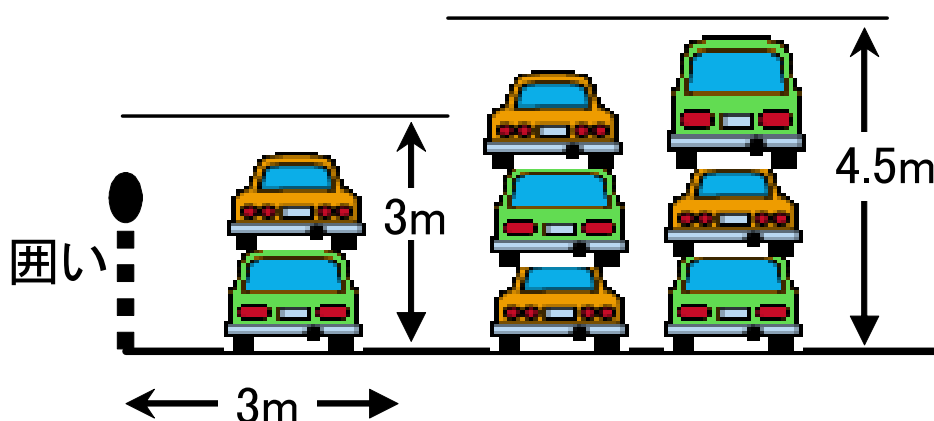
TEL：03-5733-8302 E-MAIL：shienbu1-2@jarc.or.jp

以上

使用済自動車の保管方法

○ 保管の高さ、保管量の上限について

- ・ 使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3 m以内は高さ3 mまで、その内側では高さ4.5 mまでとする必要がある（下図参照）。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ ラックを設ける場合にあって、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあつては、高さの制限はこの限りではない。



- ・ 保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。

※ 使用済自動車の適正保管について

- ・ 使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、適正に積み重ねることとする。
- ・ 使用済自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。